

太田市緊急通報装置貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急時に支援が必要なひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与し、家庭内での緊急を要する事故等が発生した時の連絡体制を構築することにより、在宅で自立した生活を継続できるよう支援するため太田市緊急通報装置貸与事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、太田市とする。ただし、市長は適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者（以下「利用者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ひとり暮らしの高齢者世帯

(2) 高齢者がいる世帯で、高齢者と同居する者が就労又は就学若しくはやむをえない事情により外出するため、高齢者一人となることが1日あたり8時間以上となる世帯

(3) 疾病等で緊急事態が発生する可能性が高い者

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、医療法（昭和23年法律第205号）等に規定する施設等に入院又は入所していない者

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電話による定期的な利用者の安否確認

(2) 装置による利用者からの緊急通報及び相談等の受信

(3) 利用者宅内での事故等緊急時における適切な対応

(4) 利用者からの医療等に関する相談時の対応

(5) 登録連絡先及び関係機関への連絡

2 前項の事業内容は、適切な専門的知識を有するオペレーターにより、24時間365日対応できる緊急通報・相談体制を整備することにより行うものとする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、太田市緊急通報装置貸与申請書(様式第1号)に太田市緊急通報装置貸与理由書(様式第1号別紙)を添えて市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定する。

2 市長は、利用を決定したときは、「太田市緊急通報装置貸与決定通知書」(様式第2号)を、非該当と決定したときは、「太田市緊急通報装置貸与非該当通知書」(様式第3号)をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(利用者の届出義務)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに太田市緊急通報装置返却届(様式第4号)を市長に届出しなければならない。

- (1) 装置の利用が必要でなくなったとき。
- (2) 第3条の要件に該当しなくなったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。